場所:庁議室

時間:10:00~

第四回 川西市中小企業振興条例制定部会 次第

1、開会

2、議題

- (1) 条例案について 資料1~3
- (2)条例の名称案について 資料4
- 3. その他
- 4、閉会

川西市産業ビジョン推進委員会(振興条例制定部会) 委員名簿

第四回(令和7年9月26日)

		分 野	氏 名	選出区分
1	委員長	必要と認めるもの	野原 和憲	野原興産㈱
	部会長			川西市商工会 副会長
2	委員	学識経験者	山下 紗矢佳	武庫川女子大学経営学部
	部会員			准教授
3	委員	必要と認めるもの	柳 歩	川西市商工会商業部会 部会長
	部会員			
4	委員	必要と認めるもの	二岡 美樹子	川西市商工会女性部会 部会長
	部会員			
5	委員	必要と認めるもの	西田 哲也	エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社
	部会員			経営企画グループサステナビリティ推進室 室長
6	委員	必要と認めるもの	小堂 英子	みなと銀行川西支店
	部会員			支店長
7	委員	必要と認めるもの	稲継 弘幸	尼崎信用金庫 営業統括部 営業推進グループ
	部会員			兵庫北地区 部長
8	委員	学識経験者	時任 啓佑	Blooming Camp
	部会員			コミュニティマネージャー
9	オブザーバー	必要と認めるもの	藤森 薫	川西市商工会 次長
10	オブザーバー	必要と認めるもの	九鬼 麻衣	川西市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー
				(共行在四次)

(敬称略)

(案) 川西市中小企業振興条例

【前文】

(産業振興課 修正後案)

川西市は、猪名川上流に位置し、自然と都市の利便性が調和した住宅都市として発展してきたまちの特性や地域資源を活かし、中小企業を地域経済と雇用を支える重要な役割を担う存在と位置づけています。そして、人口の減少、少子化及び高齢化の進展に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化する中にあっても、中小企業は本市の発展にとって欠くことのできない存在となっています。市民が豊かな暮らしを実感し、創業に挑む事業者を成長させ支える風土を醸成し、これからの社会を担うこどもたちのためにも、夢に向かってチャレンジが実現できる活力あふれるまちづくりをめざします。

そのため、地域産業の基盤を支える中小企業の成長及び持続的な発展が不可欠であり、本市が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後押しし、中小企業、金融機関、大企業、商工団体、市民、行政など、多様な主体が連携することで地域の経営基盤を強化し、活力ある未来を築くことをめざします。

ここに、中小企業が地域経済及び社会の発展に重要であるという認識を共有し、地域社会が一体となって中小企業の振興に取り組むためにこの条例を制定します。

(総務課案)

川西市は、猪名川上流に位置し、自然と都市の利便性が調和したまちとして発展してきた。本市の産業の歴史としては江戸時代初期の多田銀銅山における鉱業に始まり、近代には皮革産業及び繊維産業が栄え、現在は、ベッドタウンとしての都市機能の強化によりサービス業、卸売・小売業等が中心となっている。

住宅都市として発展してきた過程において、本市における産業は、中小企業が中心となり地域 経済と雇用を支える重要な役割を担う存在となり、本市の経済発展に貢献してきた。そして、人 口の減少、少子化及び高齢化の進展、グローバル化に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く 社会・経済情勢が大きく変化する中にあっても、中小企業は本市の発展にとって欠くことのでき ない存在となっている。

このような状況において、市民が豊かな暮らしを実感し、創業に挑む事業者を成長させ支える 風土を醸成し、これからの社会を担うこどもたちのためにも、地域産業の基盤を支える中小企業 の成長及び持続的な発展が不可欠であり、本市が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後 押しし、中小企業、金融機関、大企業、商工団体、市民、行政など、多様な主体が連携することで 地域の経営基盤を強化し、活力ある未来を築くことが求められている。

ここに、中小企業が地域経済及び社会の発展に重要であるという認識を共有し、地域社会が一体となって中小企業の振興に取り組むためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興を図り、地域経済の活性化及び将来にわたる安定的かつ健 全なまちづくりを達成することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 中小企業 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号のいずれかに 該当する事業者 (同条第5項に規定する小規模企業者を含む。) であって、市内に事務所又は 事業所を有するものをいう。
- (2) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第1条の信用金庫であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業以外の会社であって、市内に事務所若しくは事業所を有するもの又は本市と包括連携協定を締結しているものをいう。
- (4) 事業者団体 商工会(商工会法(昭和35年法律第89号)第1条の商工会であって、本市 を同法第7条の商工会の地区とするものをいう。以下同じ。)以外の団体で、商店会その他市 内の商工業の振興に関わる団体及びその連合会等をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。 (基本理念)
- 第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。
- (1) 新しい事業に挑戦する中小企業と既存の中小企業が、地域特性を生かしながら、挑戦し続け共に支え合う風土を醸成することで、希望と変化を生み出すまちづくりをめざすこと。
- (2) 中小企業、大企業、商工会、事業者団体、市民等、市等の多様な主体が、対話と連携を通じて共に地域経済及び社会活動を育むこと。
- (3) 中小企業の活力が市民の豊かな暮らしに結びつき、地域経済の発展及び生活の質を向上することにより、挑戦する中小企業及び大企業、商工会、事業者団体、市民等、市が共に成長できるまちをめざすこと。
- (4) 中小企業の振興により地域の活力を増し、経済及び雇用が安定することにより、こどもたちの夢と希望をかなえるまちづくりへと繋がり、こどもたちに活力を与える社会をめざす。 (施策の基本方針)
- 第4条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する施策を行うものとする。
 - (1) 地域特有の魅力、資源等を生かした新たな事業を創出しようとする事業者及びその事業を 支援する制度を整備すること。
 - (2) 地域全体が新たな事業を創出しようとする中小企業を支援する風土を醸成すること。
 - (3) 地域に根ざした中小企業が事業を継続及び発展できるよう、持続可能な成長を支援すること。

- (4) 中小企業が互いに又は大企業と連携・協働し、新たな価値及びビジネス機会の拡大を創出する環境を整備すること。
- (5) 市民等が中小企業とのつながりを感じて、積極的に利用できる環境を整えること。
- (6) 中小企業の発展を推進することにより地域全体の魅力を高め、市民生活の質を向上させる 経済発展を進めること。
- (7) 中小企業の挑戦及び連携がこどもたちの生活や教育環境の向上に結びつくよう、次世代の豊かさを支える地域づくりを進めること。

(中小企業の役割)

- 第5条 中小企業は、市民生活を支える雇用機会及びサービスを提供し、地域経済の中心として の役割を果たすよう努めるものとする。
- 2 中小企業は、自らの競争力を高めながら、商工会及び事業者団体に積極的に参加することで、 地域経済の発展への貢献に努めるものとする。
- 3 中小企業は、地域内の企業や団体と協力し、及び持続可能な経済活動を推進することで地域 社会の一員としての責任を果たすよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

- 第6条 金融機関は、中小企業への資金供給、経営助言等により、地域経済の発展と安定を支えるよう努めるものとする。
- 2 金融機関は、融資制度、経営相談サービスその他金融支援及び金融教育などを通じて、中小 企業の成長支援を図るものとする。
- 3 金融機関は、市、商工会、事業者団体等と連携し、持続可能な地域づくりの貢献に努めるものとする。

(大企業の役割)

- 第7条 大企業は、広域的な視点、情報発信等の影響力を生かし、市及び中小企業との連携を強化することで、地域経済の底上げに貢献するよう努めるものとする。
- 2 大企業は、こどもたちの未来に寄与する情報発信及び地域間連携を通じて、こどもが将来的 に地域貢献したくなるまちづくりを推進し、貢献し、地域社会の豊かさを支える役割を果たす よう努めるものとする。

(事業者団体の役割)

- 第8条 事業者団体は、中小企業及び大企業との相互理解と連携を深めることにより、地域の経済主体としての一体感を醸成するとともに、行政との協力体制を強化するための基盤を整備することに努める。
 - 2 事業者団体は、地域産業の持続的な振興を図り、雇用の創出、地域資源の活用及び社会的 課題の解決を通じて、地域社会における重要な役割を果たすよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域経済の発展が自らの生活の質の向上につながることを理解し、地域内の 商店やサービス、産物を積極的に利用することで、地域経済の発展を支えることに努めるもの とする。

(商工会の責務)

- 第10条 商工会は、地域密着型の支援組織として、地域経済の発展を促進するとともに、中小企業と大企業間のネットワークを構築及び強化し、市等と連携し、並びに事業者のニーズを集約して具体的な施策に反映させることにより、地域の拠点としての中心的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 2 商工会は、中小企業が抱える様々な課題に対応し、市民生活及び事業者の活動を向上させる 役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 商工会は、市と連携し、中小企業の振興に資する施策の実施に積極的に協力する責務を有する。
- 4 商工会は、国又は県の交付金その他の財源を活用して市が行う経済対策について、市と協力し、その円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 5 前四項の規定に掲げる責務を果たすため、商工会は、市と協議を重ねつつ、地域経済の課題 等に関する情報の収集・提供、会員事業者への周知及び市との協力体制の構築を行わなければ ならない。

(市の責務)

第11条 市は、市内の中小企業及び大企業間や多様な主体とのつながりを生み出す基盤として、 次条に規定する産業ビジョンの実施及び施策の企画を通じて地域経済の活性化を図り、公共事 業及び経済対策を効率的に実施しながら中小企業の持続可能な成長を支援することにより、地 域全体の経済発展に努めるものとする。

(協議の場の設置)

- 第12条 市長及び商工会の代表者は、少なくとも年1回以上、協議の場を設け、市内中小企業 の経済状況及び課題を共有し、必要な施策について協議しなければならない。
- 2 前項の協議において、商工会は施策に関する提案を行い、市はこれを十分に尊重し、施策の 策定及び実施に反映するよう努めなければならない。
- 3 市及び商工会は、国又は県の交付金等を活用する経済対策に関しても、協議の場においてそ の内容を共有し、適切かつ迅速に実施できるよう連携しなければならない。

(産業ビジョンの策定)

- 第13条 市長は、産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、産業ビジョンを 定めなければならない。
- 2 産業ビジョンは、経済情勢及び社会情勢の動向、産業振興に関する施策の進捗状況その他の 産業振興に関係する環境に適合すると市長が認める内容としなければならない。

(産業ビジョンの実施)

第14条 市は、産業ビジョンに基づき、関係機関等と連携して、総合的かつ計画的に実施する ものとする。 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

地域特有の魅力、資源等を生かした新たな事

業を創出しようとする事業者及びその事業

地域全体が新たな事業を創出しようとする

地域に根ざした中小企業が事業を継続及び発

展できるよう、持続可能な成長を支援するこ

中小企業を支援する風土を醸成すること。

を支援する制度を整備すること。

前文

目的

施策の基本方針

٤,

○住宅都市として発展して きた特性を活かす

- ○挑戦し続ける事業者や創 業に挑む事業者を支える風 土の醸成
- ○市民一人一人が暮らしの 豊かさを実感する
- ○中小企業が地域経済と雇 用を支える重要な役割を担 う
- ○創業者への支援や既存事 業の持続的経営を後押し
- ○多様な主体の連携による 経営基盤の強化
- ○これからの社会を担う子 どもたちに活力ある未来を 築く

地

域

経済

を活性化させ

将来に

わたる安定的

か

9

健全なまち

業 の振興を図

1 挑戦と創造を応援 するまちづくり

2.

新しい事業に挑戦する中小企業と既存 の中小企業が、地域特性を生かしなが ら、挑戦し続け共に支え合う風土を醸 成することで、希望と変化を生み出す まちづくりをめざすこと。

基本理念

中小企業、大企業、商工会、事業者団 体、市民等、市等の多様な主体が、対話 と連携を通じて共に地域経済及び社会 活動を育むこと。

3. 市民の暮らしと経 済社会の創造

4.

地域に根ざす多様

な連携と共創

こどもたちの未来 を育む社会

中小企業の活力が市民の豊かな暮ら しに結びつき、地域経済の発展及び生 活の質を向上することにより、挑戦す る中小企業及び大企業、商工会、事業 者団体、市民等、市が共に成長できる まちをめざすこと。

中小企業の振興により地域の活力を 増し、経済及び雇用が安定することに より、こどもたちの夢と希望をかなえ るまちづくりへと繋がり、こどもたち に活力を与える社会をめざす。

1. 創業支援と挑戦者 の応援

2. 既存企業の持続可 能な発展の支援

> 中小企業が互いに又は大企業と連携・協働し、 新たな価値及びビジネス機会の拡大を創出す る環境を整備すること。

地域内外での企業 間連携の促進

市民と地域商店の 繋がりの強化

地域経済と生活の 質の向上

こども達の未来に 繋がる支援

市民等が中小企業とのつながりを感じて、積 極的に利用できる環境を整えること。

中小企業の発展を推進することにより地域全 体の魅力を高め、市民生活の質を向上させる 経済発展を進めること。

中小企業の挑戦及び連携がこどもたちの生 活や教育環境の向上に結びつくよう、次世代 の豊かさを支える地域づくりを進めること。

4.

3.

■役割・責務イメージ図

市

事業支援

第11条

市は、市内の中小企業及び大企業間や多様な主体とのつなが りを生み出す基盤として、次条に規定する産業ビジョンの実 施及び施策の企画を通じて地域経済の活性化を図り、公共事 業及び経済対策を効率的に実施しながら中小企業の持続可能 な成長を支援することにより、地域全体の経済発展に努める ものとする。

地域経済循環への貢献



商工会

団体

事業者

第10条

商工会は、地域密着型の支援組織として、地域経済の発展を促進するととも に、中小企業及び大企業間のネットワークを構築及び強化し、市と連携し、 並びに事業者のニーズを集約して具体的な施策に反映させることにより、地 域の拠点としての中心的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 商工会は、中小企業が抱える様々な課題に対応し、市民生活及び事業者 の活動を向上させる役割を果たすよう努めるものとする。地域に密着した組 織として事業者支援の中核となり、事業者間の結びつきを強化し、行政との 連携を促進するハブとして機能するとともに、地域社会との繋がりを構築し 市民のお困りごとを解決する事業者の育成を通じて地域社会の発展に貢献す る役割を果たすよう努める。
- 3 商工会は、市と連携し、中小企業の振興に資する施策の実施に積極的に 協力する責務を有する。
- 4 商工会は、国又は県の交付金その他の財源を活用して市が行う経済対策 について、市と協力し、その円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 5 前四項の規定に掲げる責務を果たすため、商工会は、市と協議を重ねつ つ、地域経済の課題等に関する情報の収集・提供、会員事業者への周知及び 市との協力体制の構築を行わなければならない。

第8条

事業者団体は、事業者の一体感を醸成し、 事業者と行政との連携を促進する基盤を築 き、地域産業の振興を通じて社会的な役割 を果たすよう努める。事業者団体は、中小 企業及び大企業との相互理解と連携を深め ることにより、地域の経済主体としての一 体感を醸成するとともに、行政との協力体 制を強化するための基盤を整備することに 努める。

2 事業者団体は、地域産業の持続的な振 興を図り、雇用の創出、地域資源の活用及 び社会的課題の解決を通じて、地域社会に おける重要な役割を果たすよう努めるもの とする。

中小企業

第5条

着びっま

中小企業は、市民生活を支える雇用機会及びサービスを 提供し、地域経済の中心としての役割を果たすよう努め るものとする。

- 2 中小企業は、自らの競争力を高めながら、商工会及 び事業者団体に積極的に参加することで、地域経済の発 展への貢献に努めるものとする。
- 3 中小企業は、地域内の企業や団体と協力し、及び持 続可能な経済活動を推進することで地域社会の一員とし ての責任を果たすよう努めるものとする。

第6条

金融機関は、中小企業への資金供給、経営助言等 により、地域経済の発展と安定を支えるよう努め るものとする。

金融機関

- 2 金融機関は、融資制度、経営相談サービスそ の他金融支援及び金融教育などを通じて、中小企 業の成長支援を図るものとする。
- 3 金融機関は、市、商工会、事業者団体等と連 携し、持続可能な地域づくりの貢献に努めるもの とする。

大企業

第7条

大企業は、広域的な視点、情報発信等の影響力を生かし、市及び中小企業との連 携を強化することで、地域経済の底上げに貢献するよう努めるものとする。

2 大企業は、こどもたちの未来に寄与する情報発信及び地域間連携を通じて、 こどもが将来的に地域貢献したくなるまちづくりを推進し、貢献し、地域社会の 豊かさを支える役割を果たすよう努めるものとする。広域的な視点と影響力を活 かし、子どもたちの未来を支える情報発信や地域間連携を通じて、持続可能な社 会づくりの貢献に努める。

商工会・事業者団体認知 消費勧奨・就労支援

企業の認知 就労意欲 消費促進

雇用促進 サービス提供

販売促進

市民等

第9条

市民等は、地域経済の発展が自らの生活の質の向上につな がることを理解し、地域内の商店やサービス、産物を積極 的に利用することで、地域経済の発展を支えることに努め、 市が実施する施策に協力するものとする。

条例の名称についてのご提案シート

条例の名称について

条例の名称につきましては、ほとんどの自治体が「中小企業振興条例」など無難な名称にしているケースが多いです。川西市としては、実効性の高い条例を制定するため、様々な方に浸透するような名称になることが望ましいと考えております。

つきましては、名称の案または名称に入れた方が良いキーワードなどをご提案ください。

名称候補案

- ●川西市中小企業振興条例
- ●未来につなぐ川西市中小企業振興条例
- ●暮らしを支える中小企業応援条例